

第1期定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

- 事業報告

- 新株予約権等の状況

- 会社役員の状況

- 責任限定契約の内容の概要

- 補償契約の内容の概要等

- 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

- 会計監査人の状況

- 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

- 会社の支配に関する基本方針

- 剰余金の配当等の決定に関する方針

- 連結計算書類

- 連結株主資本等変動計算書

- 連結注記表

- 計算書類

- 株主資本等変動計算書

- 個別注記表

第1期

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

SBIレオスひふみ株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

SBIレオスひふみ株式会社第2回新株予約権

発行決議日	2024年7月17日
新株予約権の数	650個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 520,000株 (新株予約権1個につき800株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり300円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 124,000円 (1株当たり 155円)
権利行使期間	2025年7月1日から2029年8月1日まで
行使の条件	(注) 1
役員 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)
	新株予約権の数 650個 目的となる株式数 520,000株 保有者数 1名

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2025年3月期から2027年3月期までのいずれかの期において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載される、本新株予約権の株式報酬費控除前の営業利益が2,500百万円を超過し、かつ割当日から行使期間の満了日までの間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも250円以上となった場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

なお、上記における本新株予約権の株式報酬費控除前の営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2. 2024年10月1日付で行った1株を8株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」、役員の保有状況の「目的となる株式数」及び上記1. (1) に記載した金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値には調整後の内容を記載しております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		SBIレオスひふみ株式会社 第1回新株予約権 (注) 1	SBIレオスひふみ株式会社 第2回新株予約権
発行決議日		2022年1月19日 (注) 2	2024年7月17日
新株予約権の数		3,050個	2,850個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 305,000株 (新株予約権1個につき100株) (注) 3	普通株式 285,000株 (新株予約権1個につき100株) (注) 3
新株予約権の払込金額		無償	新株予約権1個当たり300円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり136,500円 (1株当たり 1,365円) (注) 3	新株予約権1個当たり 123,900円 (1株当たり 1,239円) (注) 3
権利行使期間		2024年1月20日から 2031年12月15日まで	2025年7月1日から 2029年8月1日まで
行使の条件		(注) 4	(注) 5
使用人等への 交付状況	当 社 使 用 人	—	—
	子 会 社 の 役 員 及 び 使 用 人	新株予約権の数 3,050個 (注) 6 目的となる株式数 305,000株 (注) 3	新株予約権の数 2,850個 (注) 6 目的となる株式数 285,000株 (注) 3
		交付対象者数 72名	交付対象者数 7名

(注) 1. 当社は、2023年11月21日開催のレオス・キャピタルワークス株式会社の臨時株主総会の承認によって、2024年4月1日を効力発生日として、同社単独による株式移転により持株会社（完全親会社）として設立されました。

この株式移転に伴い、レオス・キャピタルワークス株式会社第6回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する同社新株予約権に代わるものとして、当該株式移転に係る株式移転計画に基づき、2024年4月1日にSBIレオスひふみ株式会社第1回新株予約権を交付しました。

2. レオス・キャピタルワークス株式会社第6回新株予約権の発行決議日であります。

3. 2024年10月1日付で行った1株を8株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」、使用人等への交付状況の「目的となる株式数」及び第2回新株予約権の行使条件の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値は上記の内容から調整されております。

4. (1) 本新株予約権者は、本新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることもしくは当社と顧問契約を締結していることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由の存する場合で、当社の取締役会が特に認めて本新株予約権の割当を受けた者に書面で通知したときは、地位喪失後6か月以内（ただし、権利行使期間内に限る。）又は権利行使期間開始の日より6か月以内のいずれかの期間内に限り権利行使することができる。

(2) その他の条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する本割当契約に定めるところによる。

5. 本新株予約権の行使の条件は、前記「①当事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」の注記と同内容となります。

6. 2025年3月31日現在において、交付時より新株予約権の数が減少しております。減少個数とその理由は以下のとおりであります。

第1回新株予約権 子会社の使用人の退職による減少分 270個
権利行使による減少分 143個

第2回新株予約権 子会社の使用人の退職による減少分 450個

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

会社役員の状況

① 責任限定契約の内容の概要

当社と各非業務執行取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

② 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社（及び子会社）の役員及び、その配偶者又は相続人等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の過誤、義務違反等を理由に保険期間中に提起された損害賠償請求に起因して被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金、訴訟費用）を填補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因する損害賠償請求等の場合には填補の対象としないこととしております。

会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

東陽監査法人

② 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

名 称	支 払 額 (千円)
当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の報酬等の額	22,100
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,000

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社の子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である顧客資産の分別管理の法令等遵守に関する保証業務を委託し、対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合や、監査役会が会計監査人による当社に対する効率的かつ適切な監査が期待できないと認めた場合、又は監査役会が会計監査人の独立性及び審査体制その他会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況に重大な欠陥があると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である東陽監査法人は、会社法第427条第1項の契約を締結しており、当該契約の内容は次のとおりです。

- イ. 受嘱者は、本契約の履行に伴い生じた委嘱者の損害について、受嘱者に悪意又は重大な過失があった場合を除き、受嘱者が会計監査人として在職中に報酬その他の職務執行の対価として委嘱者から受け、もしくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た金額をもって、委嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。
- ロ. 受嘱者の行為がイ. の要件を充足するか否かについては、委嘱者がこれを判断し、すみやかに受嘱者に結果を通知するものとする。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で決議した内容の概要は次のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 役職員が、高い倫理観、遵法精神、誠実性、公平性をもって業務を遂行することを常時保つべき基本姿勢とし、これらを徹底するため、基本規程としてコンプライアンス基本方針及びSBIグループ・コンプライアンス行動規範を定める。
 - ロ. 原則として毎月1回取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜機動的に臨時開催し、社外取締役によるモニタリングのもと、取締役の業務執行状況を相互に監督し、法令・定款違反行為を未然に防止する。
 - ハ. 取締役会の決議によりグループCCO（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）を選任し、グループCCOの所管部門であるコンプライアンス本部において、コンプライアンス上の課題・問題の把握につとめ、また、取締役及び使用人全体の教育等を行い、法令及び諸規則の理解を深め、法令遵守、業務適切性、内部統制の適正運用を確保すべくつとめるものとする。
 - ニ. 内部監査室は、法令等遵守、業務適切性、内部統制の適正運用等から成る内部管理態勢の適正性を、総合的・客観的に評価すると共に、監査の結果抽出された課題について、改善に向けた提言やフォローアップを実施し、これらの内容を定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。
 - ホ. 内部窓口を常勤監査役、外部窓口を法律事務所とする内部通報制度を設置し、法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を取締役及び使用人が発見した場合にそれらを報告することを可能とし、制度を取締役及び使用人に対して周知する。また、内部通報を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行なうことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的記録に記載または記録し、取締役会議事録、株主総会議事録等として保存・管理する。
 - ロ. 取締役及び監査役は、社内規程にしたがい、イ. の記録を常時閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. リスク管理部門が業務運営上発生する各種リスクを洗い出し、各部門の所管業務に付随するリスクは当該部門長が、組織横断的リスクはリスク管理部門長が適切に管理する。リスク管理の状況については、定期的に取り締役会に報告し、必要に応じてすみやかに対策を検討する。
 - ロ. 自然災害、人為的暴力及び情報システムの停止等による経営危機に対しては、危機管理規程をあらかじめ定め、事前対応に努めるとともに被害発生時の効果的な対応に備える。
 - ハ. 内部監査室は、全社のリスク管理体制について内部統制の適正運用確保の観点からその適正性を評価し、その結果を代表取締役社長及び取締役会に報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 取締役会は中期経営計画等経営一般に関する重要事項を審議・決定する。また、取締役間の職務分担を明確にするため、組織規程及び業務分掌規程を定める。
 - ロ. 取締役会は原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜機動的に臨時開催するものとし、取締役間での意思疎通を図るとともに、事業活動の報告を受ける中で、経営の意思決定、職務執行の監督管理状況の把握を行う。
 - ハ. 社内規程の運用の徹底により、日常業務の効率化をはかる。また、具体的状況のもとで社内規程の改訂の必要が生じた場合、直ちにこれを協議し整備につとめる。

- ⑤ 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 支配株主グループとの取引は原則行なわないこととし、取引を行なうこと自体に合理性（事業上の必要性）があること、及び取引条件の妥当性(他の取引先と同等の条件であり、個別にその条件の妥当性が確認できる)があることが担保される場合に限り、取締役会決議により取引の開始・変更の決定を行う。
- ロ. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正の確保のため、当社の取締役会が定める関係会社管理規程、経営管理契約等にしたがい、各社の経営の自主性を尊重しつつ、子会社の取締役、使用人及びその他企業集団の業務に関わる者（以下「子会社の役職員等」という。）から、その職務執行に係る事項についての事前協議または報告を受け、必要かつ合理的な範囲で、資料の閲覧、監査等を行なうことができるものとする。
- ハ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（i）子会社に対しても、当社の取締役会が定める関係会社管理規程、経営管理契約等にしたがい、当社のリスク管理部門が業務運営上発生する各種リスクを洗い出し、各部門の所管業務に付随するリスクは当該部門長が、組織横断的リスクはリスク管理部門長が適切に管理する。リスク管理の状況については、定期的に取り締役に報告し、必要に応じてすみやかに対策を検討する。
（ii）子会社に対しても、当社の取締役会が定める関係会社管理規程、経営管理契約等にしたがい、当社の内部監査室は、全社のリスク管理体制について内部統制の適正運用確保の観点からその適正性を評価し、その結果を代表取締役社長及び取締役会に報告する。
- 二. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（i）子会社においても、取締役会は経営一般に関する重要事項を審議・決定する。また、取締役間の職務分担を明確にするため、組織規程及び業務分掌規程を定める。
（ii）子会社においても、取締役会は原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜機動的に臨時開催するものとし、取締役間での意思疎通を図るとともに、事業活動の報告を受けの中で、経営の意思決定、職務執行の監督管理状況の把握を行なう。
（iii）子会社においても、社内規程の運用の徹底により、日常業務の効率化をはかる。また、具体的状況のもとで社内規程の改訂の必要が生じた場合、直ちにこれを協議し整備につとめる。
- ホ. 子会社の役職員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（i）子会社の役職員等が、高い倫理観、遵法精神、誠実性、公平性をもって業務を遂行することを常時保つべき基本姿勢とし、これらを徹底するため、基本規程としてコンプライアンス基本方針及びSBIグループ・コンプライアンス行動規範を定める。
（ii）子会社においても、原則として毎月1回取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜機動的に臨時開催し、監査役らによるモニタリングのもと、取締役の業務執行状況を相互に監督し、法令・定款違反行為を未然に防止する。
（iii）子会社に対しても、当社の取締役会が定める関係会社管理規程、経営管理契約等にしたがい、当社のCCOの所管部門であるコンプライアンス本部において、コンプライアンス上の課題・問題の把握につとめ、また、子会社の役職員等全体の教育等を行い、法令及び諸規則の理解を深め、法令遵守、業務適切性、内部統制の適正運用を確保すべくつとめるものとする。
（iv）子会社に対しても、当社の取締役会が定める関係会社管理規程、経営管理契約等にしたがい、当社の内部監査室は、法令等遵守、業務適切性、内部統制の適正運用などから成る内部管理態勢の適正性を、総合的・客観的に評価すると共に、監査の結果抽出された課題について、改善に向けた提言やフォローアップを実施し、これらの内容を定期的に取締役会及び監査役会に報告する。

- (v) 子会社においても、内部窓口を監査役、外部窓口を法律事務所とする内部通報制度を設置し、法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を子会社の役職員等が発見した場合にそれらを報告することを可能とし、制度を子会社の役職員等に対して周知する。また、内部通報を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行なうことを禁止し、その旨を子会社の役職員等に周知する。
- ヘ. 子会社の役職員等またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
- 子会社の役職員等またはこれらの者から報告を受けた者は、当社グループ役職員等の職務の執行において、法令・定款違反行為その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、当社の監査役に報告するものとし、報告を受けた監査役は、重要な事実が発見された会社の監査役に通知するものとする。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、これに対応する。当該使用人の選定及び管理の方法は、監査役の同意を得る。
- ロ. イにより選定された使用人は、監査役の命令にしたがいその職務を遂行する。
- ハ. 当該使用人の任命、異動、人事考課等は、監査役の同意を得る。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制
- イ. 監査役は取締役会等の重要会議に出席して取締役及び使用人から業務報告を受け、必要に応じてその基礎資料を徴求する。また、審議事項に関して必要があるとき、または求めに応じて意見を述べるができる。
- ロ. 取締役及び使用人は、次の事項を知った時には、すみやかに監査役に報告する。
- (i) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - (ii) 内部監査及びリスク管理に関する重要な事項
 - (iii) 重大なコンプライアンス違反事項
 - (iv) 外部からのクレームでリスク管理に関する重要な事項
 - (v) その他コンプライアンスに係る重要な事項
- ハ. 監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行なうことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に対して周知する。
- ⑧ 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還の請求をしたときは、当該監査役の職務に必要でない認められた場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理する。
- ⑨ その他監査役が監査を実効的に行なわれることを確保するための体制
- イ. 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、経営上の課題及び問題点の情報共有を行なう。
- ロ. 監査役は、監査の実効性を確保するために必要な相互の意思疎通を図る目的で、内部監査部門及び会計監査人との間で、それぞれ定期的に意見交換会を開催する。
- ハ. 監査役は、監査の実施上必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を独自に活用することができる。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- イ. 財務報告の作成にあたっては、一般に公正妥当と認められた会計処理の基準にしたがって業務遂行に伴う全ての取引を正確かつ迅速に処理し、会社の財政状態及び経営成績に関し真実明瞭なる報告を行なう。
- ロ. 代表取締役社長は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備状況及び運用状況について自ら評価し、取締役会に結果報告を行なうとともに、改善等が必要となった場合はすみやかにその対策を講じるものとする。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは、警察等関係機関とも連携して、一切関わりを持たず、また不当な要求に対しては組織全体として毅然とした姿勢で対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 当社の取締役等の職務執行について

当社は、「取締役会規程」に基づき、原則毎月1回の取締役会を開催（当事業年度中は18回開催）し、取締役の職務執行の監督及び法令または定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行っております。また、3名の社外取締役を選任し、適宜経営陣とのコミュニケーションを図りつつ、監督機能を発揮しております。

② コンプライアンス及びリスク管理について

当社は、企業活動を行う上で、企業の社会的責任を果たすため「コンプライアンス基本方針」及び「SBIグループ・コンプライアンス行動規範」を定めております。当事業年度においては、「コンプライアンス基本方針」及び「SBIグループ・コンプライアンス行動規範」を遵守するとともに、コンプライアンス意識の向上と法令違反の防止等を図るため、「コンプライアンス・プログラム」を制定・推進し、当社役職員に入社時及び定期的にコンプライアンス研修を行い、社内規程等の制定、改正等を実施いたしました。

内部監査につきましては、「内部監査規程」に基づく監査計画にしたがい、当社の監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告するとともに取締役会にも報告しております。

③ 監査役の職務執行について

監査役会は、監査役4名（うち社外監査役3名）により構成され、原則として月1回開催しております。

当事業年度において、監査役会は16回開催され、当社の監査に関する重要な事項について監査役相互による意見交換をしております。また、監査役は、取締役会、グループ経営会議等の重要な会議に出席することと、定期的に代表取締役社長、内部監査室及び会計監査人と意見交換の場を設けること等で、監査の実効性の向上を図っております。

会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は剰余金の配当につきましては、経営の最重要課題としてとらえ、将来の事業展開と経営基盤の強化のために必要な内部留保資金を確保しつつ、業績に応じて中間配当、期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。また、当社は、剰余金の配当等を機動的に実施することを目的として、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めており、剰余金の配当の決定機関は、株主総会または取締役会としております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	資 本 株 主				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2024年4月1日 残高	322,757	623,272	5,940,812	－	6,886,842
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	9,790	9,743			19,533
剰 余 金 の 配 当			△ 583,916		△ 583,916
親会社株主に帰属する当期純利益			1,485,925		1,485,925
自 己 株 式 の 取 得				△1,193,740	△1,193,740
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					－
連結会計年度中の変動額合 計	9,790	9,743	902,008	△1,193,740	△272,197
2025年3月31日 残高	332,548	633,015	6,842,821	△1,193,740	6,614,645

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		新 株 予 約 権	非支配株主 持 分	純資産合計
	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
2024年4月1日 残高	1,051	1,051	－	322,949	7,210,843
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行					19,533
剰 余 金 の 配 当					△ 583,916
親会社株主に帰属する当期純利益					1,485,925
自 己 株 式 の 取 得					△1,193,740
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△23	△23	915	68,660	69,551
連結会計年度中の変動額合 計	△23	△23	915	68,660	△202,645
2025年3月31日 残高	1,028	1,028	915	391,609	7,008,197

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ①連結子会社の数 7社
- ②連結子会社の名称
 レオス・キャピタルワークス株式会社
 レオス・キャピタルパートナーズ株式会社
 RheosCP 1号GP有限責任事業組合
 RheosCP 1号投資事業有限責任組合
 フィナップ株式会社
 レオス・エンジェル1号投資事業有限責任組合
 株式会社Kiffy
- ③非連結子会社の名称 ひふみスタートアップ投資事業有限責任組合
- ④連結の範囲から除いた理由 ひふみスタートアップ投資事業有限責任組合については、連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあるため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ①持分法を適用しない非連結子会社
 ひふみスタートアップ投資事業有限責任組合
- ②持分法非適用会社について、その適用をしない理由
 ひふみスタートアップ投資事業有限責任組合の当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）等それぞれの合計額は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないためであります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
RheosCP 1号投資事業有限責任組合	1月31日
フィナップ株式会社	12月31日
レオス・エンジェル1号投資事業有限責任組合	1月31日

連結計算書類の作成にあたっては連結子会社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行うこととしております。

(4) 会計方針に関する事項

- ① 重要な資産の評価基準及び評価方式
 - (イ) 有価証券の評価基準及び評価方法（営業投資有価証券を含む。）
 市場価格のない株式等以外のもの
 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
 市場価格のない株式等
 主として移動平均法による原価法
 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合等への出資については、組合契約等に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
 - (ロ) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法
- ② 重要な減価償却資産の減価償却方法
 - (イ) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物については、定額法を採用しております。
 なお、主な耐用年数は、次のとおりです。
 建物 3～15年
 器具及び備品 2～15年

- (ロ) 無形固定資産
ソフトウェア 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
賞与引当金 従業員の賞与金の支払いに備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- ④ 重要な収益及び費用の計上基準
当社グループは投信投資顧問事業を営んでおり、顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。
- (イ) 委託者報酬
当社は、当社グループが設定した投資信託について信託約款に基づき管理・運用する義務があり、委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識し、概ね６か月以内に受領しております。収益は、顧客との契約において約束された対価から値引き取引において顧客に支払われる対価等を控除した金額で測定しております。
- (ロ) 投資顧問報酬
対象顧客との投資一任契約に基づく受託資産について、管理・運用する義務があり、投資顧問報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を対象口座によって年４回もしくは年２回受領しております。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。
- (ハ) 成功報酬
成功報酬は対象となるファンド又は口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークを上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。
- ⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
(イ) 退職給付に係る会計処理の方法
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (ロ) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (ハ) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理
当社及び一部の連結子会社は、当社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しています。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年８月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っています。

2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用」等

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下、「法人税等会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、法人税等会計基準第20－３項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下、「税効果適用指針」という。）第65－２項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、税効果適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 繰延税金資産

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 189,143千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。将来の事業計画においては、将来の当社の運用する投資信託等の残高の見積りを反映しており、当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等による株式市場の影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が投資信託等の残高の見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 営業投資有価証券の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

営業投資有価証券 299,657千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない営業投資有価証券については、取得時の投資先企業の将来の成長による超過収益力を反映した取得価額をもって計上しておりますが、投資先企業の事業が計画通りに進捗せずに取得時の超過収益力が毀損し、実質価額が著しく下落している場合には減損処理を実施しております。投資先企業の投資時における超過収益力の毀損の有無を検討するにあたっては、事業計画の達成状況、将来の成長性、業績に関する見通しや資金調達の状況等を総合的に勘案し、検討を行っております。投資先企業にはベンチャー企業等が含まれ、これらの投資先の中長期の事業計画には、投資先が属する市場の成長やマーケットシェアの拡大見込みが含まれることから高い不確実性が伴います。将来の成長性、業績に関する見通し等の見積りが変化した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 1,215,296千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当連結会計年度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	12,912,800株	90,504,000株	－株	103,416,800株

(注) 1. 当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき8株の割合で株式分割を行っております。

2. 発行済株式の総数の増加は、株式分割に株式分割によるものが90,456,100株及びストック・オプションとしての新株予約権の権利行使によるものが47,900株であります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当連結会計年度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	－株	5,968,700株	－株	5,968,700株

(注) 1. 当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき8株の割合で株式分割を行っております。

2. 自己株式数の増加は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の取得によるものであります。

(3) 配当に関する事項

① 配当支払額

当社は、2024年4月1日に単独株式移転により、レオス・キャピタルワークス株式会社の完全親会社として設立されました。配当金の支払額は、レオス・キャピタルワークス株式会社の定時株主総会及び当社の取締役会において決議された金額であります。

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年6月25日 定 時 株 主 総 会	普通株式	232,430千円	18.00円	2024年3月31日	2024年6月26日
2024年11月6日 取 締 役 会	普通株式	351,486千円	27.20円	2024年9月30日	2024年12月6日

(注) 2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき8株の割合で株式分割を行っておりますが、「1株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

2025年6月24日開催の第1期定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案いたします。

(イ) 配当金の総額 370,302千円

(ロ) 1株当たり配当額 3.80円

(ハ) 基準日 2025年3月31日

(ニ) 効力発生日 2025年6月25日

当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき8株の割合で株式分割を行っております。1株当たり配当額は、当該株式分割後の配当額で記載しております。

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定し、金融機関からの借入により資金を調達しております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

未収投資顧問報酬に係る顧客の信用リスクは、諸規程等に沿って経理財務部が顧客相手ごとに残高を管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注2）を参照）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 営 業 投 資 有 価 証 券	29,909	29,909	—
(2) 敷 金	174,438	141,382	△33,055
資 産 計	204,348	171,292	△33,055

(注1) 現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収投資顧問報酬、預り金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、上表には含めておりません。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	299,757
投資事業有限責任組合出資金	2,491

(3) 金融商品の時価の適切なレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

	時 価 (千 円)			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
営 業 投 資 有 価 証 券	－	－	29,909	29,909
資 産 計	－	－	29,909	29,909

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時 価 (千 円)			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
敷 金	－	141,382	－	141,382
資 産 計	－	141,382	－	141,382

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

営業投資有価証券

営業投資有価証券のうちJ-KISS型新株予約権等の株式以外の投資については、金融商品の価値に影響を与える事象を考慮して、直近の時価を見積もっており、レベル3の時価に分類しております。

敷金

敷金の時価は、想定した賃貸借契約期間に基づき、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを適切な利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

2. 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 当連結会計年度におけるレベル3の金融商品の変動

当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
期首残高	30,005千円
当期の損益又はその他の包括利益	－
損益に計上	－
その他の包括利益に計上	△96
購入、売却、償還等	－
期末残高	29,909

(2) 時価の評価プロセスの説明

レベル3に分類した金融商品については、評価担当者が対象となる金融商品の評価方法を決定し、公正価値を測定及び分析しております。また、公正価値の測定結果については適切な責任者が承認しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、投信投資顧問事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
残高報酬	11,482,134千円
その他	183
顧客との契約から生じる収益	11,482,318
その他の収益(注)	△58,211
外部顧客への営業収益	11,424,106

(注)その他の収益は、主として企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資に係る収益であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記」の「(4)④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から当連結会計年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 67円89銭

(2) 1株当たり当期純利益金額 14円40銭

(注) 当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき8株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

(ストック・オプションとしての新株予約権の発行)

当社は、2025年5月7日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社グループの取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めることを目的として、当社グループの取締役及び従業員に対して、新株予約権を発行するものであります。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の1.38%に相当します。しかしながら、原則として本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社グループの役職員であることを要しており、かつ、1年間に行使可能な新株予約権の個数は、割当を受けた数の20%を上限としていることから、当社の株価に対する当社グループの役職員の中長期的なインセンティブにつながり、結果として、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

Ⅱ. 新株予約権の発行要項

(1) 本新株予約権の名称

SBIレオスひふみ株式会社第3回新株予約権

(2) 本新株予約権の数

14,240個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式1,424,000株とし、下記(4)により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(3) 本新株予約権の割当日

2025年5月28日

(4) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式 1,424,000株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が当社の普通株式につき無償割当て、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×無償割当て・分割・併合の比率

また、上記に掲げた事由によるほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は、必要と認める調整を行うものとする。なお、係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(5) 本新株予約権の払込金額

本新株予約権の払込金額は、本新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社の子会社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭債権を支給することとし、当社は、この金銭債権（当社が当社の子会社から重畳的に債務引受したもの）と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

(6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権1個当たり、本新株予約権の行使により発行する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

当初の行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、下記(7)に定める事由が生じた場合、上記行使価額も同様に調整される。

(7) 行使価額の調整

① 本新株予約権発行後、以下の各事由が生じたときは、以下の各規定に従い行使価額を調整するものとする。

ア 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

調整後の行使価額は、株式分割の場合はその基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。

イ 当社が時価（下記②イに規定される時価をいう。以下同じ。）を下回る価額（無償割当ての場合を含む。）で普通株式を発行し又は当社の保有する普通株式を処分する場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合、又は当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに行う場合を除く。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式中の既発行株式数には当社が保有する普通株式数を含まないものとし、また、新規発行株式数には処分する当社が保有する普通株式数を含むものとし、その場合の1株当たり払込金額は1株当たり処分価額と読み替えるものとする。

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

ウ 当社が時価を下回る価額をもって普通株式を発行しもしくは当社の保有する普通株式を処分する旨の定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって普通株式を発行しもしくは当社の保有する普通株式を処分することを請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権又は新株予約権のすべてが発行当初の条件で取得又は行使されたものとみなして、上記イに規定する行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日、また、無償割当ての場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

② ア 行使価額の調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

イ 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。）を適用する。

③ 上記①アないしウのほか、当社が資本金の額の減少、合併、会社分割、株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとする。

④ 上記①又は③により行使価額の調整を行ったときは、当社は新株予約権原簿に記載された本新株予約権者に通知するものとする。

(8) 本新株予約権を行使することができる期間

2027年6月1日から2035年4月30日までとする。

(9) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 本新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権者は、本新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることもしくは当社と顧問契約を締結していることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由の存する場合で、当社の取締役会が特に認めて本新株予約権者に書面で通知したときは、地位喪失後6か月以内（ただし、権利行使期間内に限る。）又は権利行使期間開始の日より6か月以内のいずれかの期間内に限り権利行使することができる。

② その他の事由及び条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する本割当契約に定めるところによる。

(11) 新株予約権の取得事由及び取得の条件

① 当社が下記(13)に定める組織再編行為を行う場合であって、同(13)に定める再編対象会社の新株予約権の交付を行わない場合には、当社は、取締役会が別に定める日において、本新株予約権を無償にて取得することができる。

② 本新株予約権者が、上記(10)①に定める本新株予約権の行使の条件を満たさず、本新株予約権を行使できなくなった場合は、取締役会が別に定める日において、本新株予約権を無償で取得できる。

③ その他の事由及び条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する本割当契約に定めるところによる。

(12) 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(13) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合には、当該組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、以下の条件に従い、吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社（以下、これらを総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に従い再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する新株予約権の数

組織再編行為の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。

② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、付与株式数につき合理的な調整がなされた数（以下、「承継後付与株式数」という。）とする。新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、払込価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後付与株式数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記(8)に定める本新株予約権の行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記(8)に定める本新株予約権の行使可能期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦ 新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由及び取得の条件

上記(10)及び(11)に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(14) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2025年5月28日

(15) 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社子会社取締役 1名 800個

当社子会社従業員 56名 13,440個

10. その他の注記

(1) 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	217,183千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－千円
時の経過による調整額	1,992千円
見積りの変更による増加額	－千円
資産除去債務の履行による減少額	－千円
その他増減額（△は減少）	－千円
期末残高	209,176千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

税法等の改正に伴い、2026年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	－	－	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額							
株 式 移 転 に よ る 増 加	322,757	322,747	6,312,837	6,635,584			6,958,341
新 株 の 発 行	9,790	9,743		9,743			19,533
剰 余 金 の 配 当					△ 351,486		△351,486
当 期 純 利 益					1,455,059		1,455,059
自 己 株 式 取 得						△ 1,193,740	△1,193,740
株主資本以外の項目の当 期中の変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	332,548	332,490	6,312,837	6,645,327	1,103,572	△ 1,193,740	6,887,708
当 期 末 残 高	332,548	332,490	6,312,837	6,645,327	1,103,572	△ 1,193,740	6,887,708

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	－	－
当 期 変 動 額		
株 式 移 転 に よ る 増 加		6,958,341
新 株 の 発 行		19,533
剰 余 金 の 配 当		△351,486
当 期 純 利 益		1,455,059
自 己 株 式 取 得		△1,193,740
株主資本以外の項目の当 期中の変動額（純額）	915	915
当 期 変 動 額 合 計	915	6,888,623
当 期 末 残 高	915	6,888,623

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式及び投資有価証券の評価
移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 最終仕入原価法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりです

建物	3～15年
器具及び備品	2～14年

② 無形固定資産

ソフトウェア 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、グループ会社の経営戦略策定、経営管理及びこれに附帯又は関連する業務を行っており、収益は、子会社からの経営管理料及び受取配当金となります。

① 関係会社経営管理料

契約内容に応じた役務（経営管理サービス）が提供された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

② 関係会社受取配当金

配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度以降に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	33,571千円
--------	----------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。将来の事業計画においては、将来の当社グループの運用する投資信託等の残高の見積りを反映しており、当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等による株式市場の影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が投資信託等の残高の見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表等に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

56,573千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	232,976千円
--------	-----------

短期金銭債務	68,478千円
--------	----------

4. 損益計算書に関する注記等

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 3,192,371千円

営業費用及び一般管理費 545,207千円

営業取引以外による取引高 7,098千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 5,968,700株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

一括償却資産否認 1,351千円

未払事業所税否認 782千円

未払事業税等否認 20,647千円

資産除去債務否認 67,959千円

繰延資産償却否認 858千円

その他 4,659千円

繰延税金資産 計 96,259千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用 △62,687千円

繰延税金負債 計 △62,687千円

繰延税金資産の純額 33,571千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率 30.6%

(調整)

住民税均等割 0.2%

評価性引当額の増減 5.1%

受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △17.8%

その他 0.0%

税効果会計適用後の法人税等の負担率 18.1%

(3) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(4) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

税法等の改正に伴い、2026年4月1日に開始する会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

7. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

- (2) オペレーティング・リース取引
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
1年内 43,609千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
子 会 社	レオス・キャピタルワークス株式会社	所有 直接 100.0%	役員の兼任	経営指導料 (注1)	2,444,744	未 収 入 金	228,074
				受取配当金	738,353	—	—
				現物配当の受取 (注2)	152,474	—	—
				出向料	542,925	未 払 金	47,608
				資金の借入 (注3)	1,100,000	関係会社短期 借 入 金	1,100,000
				利息の支払 (注3)	7,098	未 払 費 用	7,098
				固 定 資 産 の 購 入 (注4)	548,885	—	—

取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 経営指導料は契約に基づき決定しております。
(注2) 現物配当の受取につきましては、レオス・キャピタルパートナーズ(株)の全株式を現物配当として収受したものであります。
(注3) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間1年、期日一括返済としております。
(注4) 取引条件につきましては、市場価格を勘案して、価格交渉の上決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 70円68銭
(2) 1株当たり当期純利益金額 14円10銭
(注) 当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき8株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

11 重要な後発事象に関する注記

連結注記表（重要な後発事象に関する注記）に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

12. その他の注記

資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高 ー千円

有形固定資産の取得に伴う増加額 213,694千円

時の経過による調整額 1,982千円

見積りの変更による増加額 ー千円

資産除去債務の履行による減少額 ー千円

その他増減額 (△は減少) ー千円

期末残高 215,676千円